

## 論文審査の要旨及び担当者

### 論文題名

「社会的養護」における記録管理とケアリーヴァーのアクセス支援

### 内容の要旨

アーカイブズ学は、概して言えば、記録管理システムやアーカイブズ機関の存在を基礎とし、その母体組織や関係する個人の記録を適切に管理して保存と利用を効果的に行うことに関する学問であるが、現状の中では、従来そのようなシステムや機関をもってこなかった領域において記録のシステムやプログラムを構築するという課題を包含する。本論文は、日本の社会環境の変化にともない保護者のいない児童や虐待を受ける児童が急増している問題を背景として、「児童養護施設」等による<施設養護>中心の施策—国連「子どもの権利委員会」から改善勧告を受けている—から里親あるいは養子縁組等による<家庭養護>を重視する施策に移行するに際して、それまで断片的で複雑な養護環境の中で育ってきた人たちが自身の記憶やアイデンティティを形成できるように、「社会的養護」の側がどのようにして記録管理システムを構築し、記録を提供するのかという現代の課題に取り組んだものである。

序章によれば、「社会的養護」とは、保護者のいない児童や保護者のもとにおくことが適当でない児童を公的責任により社会的に養育し、保護すること等を意味する行政上の用語である。日本では2017年段階で約4万5千人がその対象となっており、約9割が<施設養護>の中で生活している。ケアリーヴァー (care leaver) は社会的養護を離れた人という意味であり、専門家間で使用される用語である。欧米諸国では20世紀後半になって、子どもの<生>にまつわる重要な事実を分かち合い、肯定的な自己物語の形成を支援する<ライフストーリーワーク>が行われるようになり、記録を積極的に活用することの重要性が認識される。以後、ケアリーヴァーと記録をめぐる様々な研究が社会福祉学、社会学、心理学、歴史学等を広く巻き込んで展開するが、特に21世紀に入り、具体的な記録管理システムと記録情報の利用・提供をめぐるアーカイブズ学から具体的な提言や事例報告等がなされるようになったとされる。アーカイブズ学からのアプローチが行われてこなかった日本において、本論文は、最初に解明すべき課題を3つの視座として設定する。①社会的養護における記録と記録管理システムの役割、②「個人情報」の開示と公開、③記録管理専門職が果たすべき役割である。第1章から第3章までは①、第4章から第6章では②と③を扱う構成としている。

第1章「日本の社会的養護に関する記録の管理」では、公立及び民間の児童福祉施設の記録管理に関する規程や先行する調査結果等を広く検討し、現状を把握する。児童福祉施設は、乳

児院、児童養護施設、児童自立支援施設等を包括する名称であり、1195施設が存在する。そこで焦点となる記録は、子どもの氏名・生年月日・住所、保護者の氏名・住所等、家族状況、主訴、相談歴、児童処遇等を記載する「児童記録票」である。この保存年限や廃棄のあり方等の検討から、自治体が設置する施設であってもその文書管理規程には拠らず、施設を統括する児童相談所の判断に依拠してきたとする。国立の児童自立支援施設の例では、行政文書としての保存期間が満了したものは図書・資料室あるいは国立公文書館に移管するとし、それは記録が自立支援業務等の従事者・研究者に公開されることにより、業務に関する理解が向上するという考えに依拠しているとする。民間の児童福祉施設では、ケアリーヴァーが施設に預けられた時の話等について問い合わせる例がみられる。施設側は文書管理規程をもち、施設長の判断で問い合わせに応じているものの、記録開示に関する規定は設けていない状況にあるとする。

第2章「ケアリーヴァーの記録へのアクセスとアイデンティティ構築の基礎的考察」は、転じて海外における記録開示等の現状について検討する。はじめにイギリスのガスキン事件に着目する。ガスキンは1959年生まれ、母親の死により9ヵ月で社会的養護を受け、18歳まで様々な施設や里親によって養育された。1988年にケア記録の公開を求める裁判をおこすが、記録開示の拒否が公益になるとされ敗訴となる。ところが翌年、欧州人権裁判所に審理が移されたところ、「私生活及び家庭生活に関して尊重される権利」が掲げられ、逆転勝訴、ガスキンに記録が開示された。ケアリーヴァーは記録によって「自分」を理解し、アイデンティティを形成することが広く認知されることになる。これを契機に養護施設にアーキビストの配置が進むとともに、1998年のデータ保護法改正ではケアリーヴァーは記録開示請求後40日以内にケア記録の写しを入手できることになったとする。オーストラリアでは、2009年、「盗まれた世代」、「児童移民」、「忘れられたオーストラリア人」という3つのグループを対象とし、アーカイビングや記録管理の実践がアイデンティティ構築に果たす役割を調査する「フー・アム・アイ？」プロジェクトを開始する。それによれば、施設職員は従来、子どもの性格、成長度、関心事等について十分に記録してこなかったが、そのような情報がアイデンティティ構築にとって不可欠であること、またケア記録をアーカイブズとして位置づけることにより、外部への説明責任を果たし、歴史研究や組織目的を超えた範囲においてもアクセス・分析及び再調査がなされ、人権がより確実に保障されることになるとする。

第3章「社会的養護における歴史的な虐待調査と組織の記録管理」では、スコットランド議会の命で2007年に作成した養護施設の虐待調査報告書が記録管理の問題を浮かび上げ、スコットランド公文書法改正に繋がった事実を明らかにする。同報告書は、記録管理に関して1)第3セクター、2)宗教組織、3)地方自治体、4)地方自治体所属アーキビストの4つのグループにアンケートを行い、記録情報を入手する回路の不在、記録の保存・廃棄に関する基準の混乱、記録自体が不正確であること等、記録の管理と利用等の障害になっている事柄を明確にした。その上で、非公的機関を含む養護施設はケアリーヴァーの記録へのアクセスを保障するとともに、外部に対する説明責任を有すること、大臣が発行する記録管理の実践規則を実施すること、専門的な記録管理の実践方法やトレーニングについてはスコットランド国立公文書

館等から提供されること等を提言した。これに沿って2011年、法改正が実現したとする。

第4章「社会的養護における性的虐待調査の展開と守られるべき子どもの権利」は、オーストラリアにおける「子どもの性的虐待への組織対応に関する王立委員会」（2012年設置）が2016年に公表した専門調査報告書、それに関する専門職団体：アーキビスト協会の取り組みをもとに記録管理を論じる。性的虐待は被社会的養護者を取り巻く問題の一つであり、社会的養護と密接な関係にある課題である。同報告書は、a)貧弱な記録と記録管理が性的虐待の被害者・サバイバーにより深い損失を与え、b)正確な記録と良質な記録管理が性的虐待を防止乃至特定し、適切な対応をする中心的な役割を果たすとし、改善の5原則を提示する。例えば、その第1は「正確な記録の作成や保管は、子どもの最善の利益」となるとする。アーキビスト協会は、委員会設置後5回にわたって提言を公表する。阿久津氏は、これら提言は委員会の原則等を是認しつつも、監視団体の設立、オンライン・アーカイブズの開設・運営、そして当事者やケアリーヴァー自身が記録の共同作成者となるべくそれらへ参加することを提唱し、虐待を未然に防ぐ役割に参画するという積極的な考え方を創出するものであるとする。

第5章「日本の新たな社会的養護政策の展開と記録管理—韓国の養子縁組に関する記録管理を手掛かりとして—」は、2016年、日本で特別養子縁組あっせん法が成立したものの、あっせん団体の記録保管や当事者への情報提供について法規制がないままであるのに対し、韓国の養子縁組特例法改正（2012年）で設置された中央養子縁組院は、同時に公共記録物管理法の適用をも受け、その中で閉鎖団体、民間団体を含む全てのあっせん団体の養子等に関する情報を統合管理データベースに集約し、情報開示請求に対応している（特例法第36条）とする。請求者は「養子縁組情報開示書」を提出し、中央養子縁組院が実親の同意を得て情報提供するものであり、知る権利と個人情報のバランスにも配慮する仕組みである。一方、阿久津氏が協力しておこなった日本の状況調査では、養子縁組の約4割のケースで将来における実親とのコンタクトの可否について意思確認をしておらず、またどのあっせん団体も記録開示に関するルールを作成していなかった。また長期的に記録情報の保管・管理を担うべき機関については、「国」・「新たに設立する公益財団法人」が合わせて約7割をしめ、韓国の中央養子縁組院のような中央機関が求められている実態が明らかにされた。

第6章「社会的養護におけるアーキビストの専門職としての役割」は、国際アーカイブズ会議（ICA）の「アーカイブズへのアクセス原則」（2012年）においてアーキビストは平等で公正なアクセス条件を保持するとしたことに関し、ノルウェーの母子保護施設レーベンスボルンの事例と、第4章でみたオーストラリアの専門調査報告書の5原則に対する諸団体からの提言を検討し、専門職論を深く掘り下げる。前者レーベンスボルンは第二次世界大戦終結前、ドイツ兵とノルウェー人女性との間に生まれた子どもを支援した施設であり、ケース記録だけが国立公文書館で保存された。同資料を長年扱ってきたアーキビストは孤児等から利用相談を受ける中で、形式的なアクセス・サービスの平等では不十分であり、社会的弱者に対しては＜結果として同等の成果＞が得られるサービスをすることが正しいと唱えた。後者の提言では、原則第5で被害者等が記録にアクセスする権利は法律によってのみ制限されるとしたのに対

し、当事者グループは自身の記録情報にアクセスすることは制限されるべきではないとした点に注目する。被害者やケアリーヴァー等社会的弱者のアクセスでは、アクセス、プライバシー、特別閲覧の3つのバランスをはかるため、アーキビストが専門的立場から利害関係者と話し合い、十分な調整を行うことが不可欠であるとした。

終章においては、視座①について「社会的養護」にある子どもやケアリーヴァーにとって自らの記録を作成、保持、閲覧することは自らの生い立ちを整理し、それを他者に伝えるなど極めて重要な意義をもつとし、視座②についてはケアリーヴァーが実親等第三者情報にアクセスする際には専門機関、専門職員が仲介し、同意をとる仕組みが必要であるとする。視座③についてはアーキビスト及び関連専門職が連携し、「社会的養護」の中に記録管理システムを位置付け、それを使いこなすことを通して、これら社会的弱者の人権を保障できるとした。

本論文は上述のように、日本における「社会的養護」の記録管理の実状、ケアリーヴァー等にとっての記録の必要性、及び海外における特徴的な取り組み・論議を丹念に分析し、日本において今なにかから着手するべきかを明らかにしたものである。またその検討を通してアーカイブズ学における原則や方法論、専門職たるアーキビストの実践・倫理等についての理解が深く具体的に究明されることとなった。審査担当者一同はこの観点から本論文を高く評価した。なお、日本及び事例とした各国の歴史的背景や伝統的な家族観等を丹念に追跡し、描出することによって、より精確かつ実証的な研究に発展できるのではないかとの意見が述べられたが、いずれも今後の課題として探求すべきものであることを確認した。

以上の審査により、論文審査担当者4名は、全員が一致して、阿久津美紀氏の学位請求論文が博士（アーカイブズ学）の学位に相応しい業績であると判定した。

論文審査主査	保坂 裕興	教授
	下重 直樹	准教授
	武内 房司	教授
	安藤 正人	特別非常勤講師